

令和3年2月1日羽咋市告示第9号

羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるサテライトオフィスの立地を促進し、雇用機会の拡大及び地域の活性化を図るため、予算の範囲内において、羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サテライトオフィス 次のいずれかに掲げる事業を営む企業等が本拠から離れたところに設置する事業所

ア ソフトウェア業

イ 情報処理・提供サービス業

ウ インターネット附随サービス業

エ 映像情報制作・配給業

オ デザイン業

カ 機械設計業

キ アからカまでに掲げるもののほか市長が認めたもの

(2) 投資額 サテライトオフィスの新設又は増設（以下「設置」という。）に要する次に掲げる費用

ア 土地、家屋及び償却資産の取得費

イ 市外からの移転費

ウ 電気施設設置に係る負担金

エ 土地、家屋及び償却資産の賃借料

オ 家屋の改修費

カ 備品の取得費

キ 通信回線使用料

ク アからキまでに掲げるものに準ずる費用として市長が認めたもの

(3) 新設 市内に事業場を有しない者が行うサテライトオフィスの設置をいう。

(4) 増設 既に市内に事業場を有し市の地域活性化に対し一定の事業実績を有する者が行うサテライトオフィスの設置をいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、操業時において常時雇用される従業員の増加数が2人以上である市内におけるサテライトオフィスの設置（石川県本社機能立地促進補助金の補助対象となる事業所の設置を除く。）に要する投資額に対して交付するものとする。ただし、当該サテライトオフィスが地域産業の振興及び発展に寄与するものと見込まれ、環境の整備及び保全について配慮されたもので、当該サテライトオフィスの設置に着手する日までに、サテライトオフィスの設置に関する計画書を市長に提出し、その内容がこの要綱に定める目的等に該当すると市長が認めた場合に限る。

2 前項の規定による計画書には、会社の概要、設置するサテライトオフィスの計画概要を記載するほか、原則として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業内容の特徴を記載した書類
- (2) サテライトオフィスの設置に要する費用の資金調達計画を記載した書類
- (3) 従業員数の雇用計画及び計画時における従業員名簿
- (4) 設置するサテライトオフィスの位置図及び配置計画図
- (5) 法人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 定款及び商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づく登記事項証明書
 - イ 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書その他業務、財産及び損益の現況を示す書類
 - ウ 法人の沿革及び現況を記載した書類

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、投資額の100分の25（増設の場合は100分の15）に相当する額とし、その限度額は、サテライトオフィスの設置1回当たり1,500万円とする。

2 前項とは別に、常時雇用される従業員（本市に住所を有する者又はサテライトオフィスの設置に伴い、市外から本市に住所を有することとなった者で雇用保険加入者に限る。）の増加数に50万円を乗じて得た額を交付することができる。

3 サテライトオフィスの設置について、市の他の補助金が交付されている場合にあつては、他の補助金額の範囲内で、第1項で得た額を減額することができる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金のうち、第2条第2号ア、イ、ウ、オ、カ及びク（同号ア、イ、ウ、オ及びカに準ずる費用に限る。）の投資額及びに前条第2項に規定する常時雇用

される従業員の増加数に50万円を乗じて得た額に係る部分の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの操業の日から1年を経過する日までに羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金のうち、第2条第2号エ、キ及びク（同号エ及びキに準ずる費用に限る。）の投資額に係る部分の交付を受けようとする者は、サテライトオフィスの操業開始の日から3年を経過する日以降速やかに交付申請書を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第6条 補助金の交付を受けた者は、サテライトオフィスの設置に伴い取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過する日までに補助金の交付の目的に反すると認められる使用、譲渡、交換又は貸付け（以下これらを「財産処分」という。）をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認には、条件を付することができる。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

（2） 前条第1項の規定による市長の承認を受けずに財産処分を行ったとき。

（3） 第5条第1項に規定する補助金の交付申請に係る補助金の交付の決定の日から5年を経過する日までに、著しく事業を縮小し、休止し、又は廃止したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

羽咋市長

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金交付申請及び実績報告書

下記のとおりサテライトオフィスを設置したので、標記補助金 円を交付されたく、羽咋市補助金交付事務取扱規則及び羽咋市サテライトオフィス立地促進補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請及び実績報告いたします。

記

- 1 会社及びサテライトオフィスの概要
- 2 サテライトオフィスの位置及び配置図
- 3 投資額の内訳
- 4 従業員雇用の実績及び計画
- 5 事業内容
- 6 その他